

平成 年 月 日（郵便を出す日）

県 市 町 丁目 番 号

【被通知人（管理組合等）の住所】

【被通知人（管理組合代表者等の氏名）殿

県 市 町 丁目 番 号

ハイツ 号室【通知人の住所】

【通知人の氏名】

通 知 書

冠省 去る平成 年 月 日に、私

の所有する ハイツ 号室の窓ガラ

ス 枚が何者かによって割られ、週間が

過ぎる現在に到るまで、私が応急処置を施

したままの状態となっております。本来な

らば、ガラスを破損した犯人が修繕のため

の負担を行うべきなのですが、現実には

犯人が特定できていない状況で、求償を

求める事は困難であり、私共は、日々の生

活に支障をきたしている状態です。

窓枠及び窓ガラスは、当マンションの管理

規約によれば、専有部分に含まれないもの

とする、つまり共有部分であると規定され

ておりますので、通常の使用に伴う破損で

はない今回のようなケースでは、管理組合

がその責任と負担によって修繕を行うべ

きかと存じますので、速やかに管理組合の負担にて原状回復をしていただきたく、本書をもってお願いいたします。本書到達後、1週間を経過しても修繕が行われないか、修繕の具体的な計画が提示されない場合、当方にて修繕手配をし、しかるのちに費用を管理組合に請求させていただきますのでご承知おき下さい。

草々